

業婦人・  
業者青年の  
働き分を  
認めない

# 所得税法56条は すみやかに廃止を!!

日本共産党の議席増で、**廃止**を実現を!!

家族従業員の尊厳踏みにじる**所得税法56条**

## 家族従業員の賃金を 認めることは“世界の流れ”

所得税法56条により、白色申告をしている個人事業主の配偶者や家族が家業に従事した際にその対価を支払ったとしても、必要経費として認められません。

働き分が認められないため、年金や社会保障の水準が低く抑えられるだけでなく、「親の跡を継ぎたい!」と家業にいそしむ後継者の意欲をも奪っているのです。

青色申告を選択すれば必要経費として認めるからいいではないか、と政府はいいますが、そもそもどの申告形式を選ぶかは納税者の自由な選択に任されるべきものです。申告形式の違いだけをもって、著しい差別を押しつけることに何の合理性もありません。

家族従業員の賃金を認めることは、世界各国では当然の流れです。

## 「人間らしく生きたいから、 働き分を認めて!」

所得税法56条の「見直し」や「廃止」を求める運動が大きく広がっています。意見書を可決した地方議会も60自治体にまで増えました。近畿でも、大阪狭山市・泉南市・阪南市（大阪府）、大和郡山市・上牧町（奈良県）、安土町（滋賀県）で可決されています。

日本共産党議員の質問に対し、財務大臣は「きちんと研究したい」と答弁しました。秋の税制改正で「所得税法56条廃止」を実現させるためにも、日本共産党の議席を大きく伸ばして下さい。

「廃止」「見直し」  
求める地方議会  
の意見書広がる

財務大臣が  
「研究したい」  
と答弁

所得証明が取れないため、子どもが保育園に入れず困っている。

親父の跡を継いでがんばりたいが、これでは自立できない。仕事への情熱を奪わないで。

一生懸命働いても働き分が認められず、所得も低くなる。老後の年金もわずかな額しか受け取れないため、不安。

